

—初めて予防行政に携わる人と
もう一步広い知識を求めている人のために—

耐火建築物と準耐火建築物

消防法令研究会

建築基準法には「耐火構造」、「準耐火構造」、「防火構造」という防火性能で定義される構造の概念のほかに、いう概念がある。今回は、この二つの概念について整理してみるとする。

耐火建築物とは何か

「耐火建築物」は、「主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。(建基法2条9条の2)」と定義されている。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段で構造上重要なもの等を除いたもののことであり、(建基法2条5号)、これらの部分が所定の耐火性能(建基法107条)を有していることが「耐火建築物」の第一の条件である。この耐火性能は、当該主要構造部が通常の火災時の加熱に耐えられる時間(耐火時間)で示されており、部位ごとにその階より上にある階の数に応じて定められていることは、前号で詳しく述べたとおりである。即ち「耐火建築物」とは、火災になつた時に、その建築物の人命や財産を保護するために、構造的にも機能的にも一定時間以上耐えることが要求されている建築物である、というのが第一である。

また「耐火建築物」には、「外壁の開口部で延焼のある部分」に一定の防火措置(防火戸その他の防火設備)を講じなければならないこととされている。この場合の防火措置は

①甲種又は乙種防火戸

②ドレンチャーレ設備

③当該開口部と隣地境界線等との間を遮る耐火構造、準耐火構造又は防火構造の外壁 そで壁、塀等

とされている(建基令109条)。

この条件が、耐火建築物に他からの延焼防止性能を要求していることは明らかである。即ち「耐火建築物」とは、他からの延焼を極力防止することが要求されている建築物である、というのが第二である。

準耐火建築物とは何か

「準耐火建築物」は、建基法2条9号の3で、

「耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造又は準耐火構造及び耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事

項について政令で定める技術的基準に適合するもの」と定義されている。

本号イの「準耐火構造(又は準耐火構造及び耐火構造)」を「耐火構造」と置き換えて同号柱書きと合わせて読めば2条9号の2(耐火建築物)と全く同様であり、また同柱書きの「……外壁の開口部で延焼のある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するもの」の「政令」は耐火建築物と同じ建基令109条であるから、「準耐火建築物」の要求水準は「主要構造部の耐火性能は耐火建築物ほどではないが(準耐火構造レベル)、延焼防止性能については耐火建築物と同等である」というものであることがわかる。

本号ロの「……イに掲げるものと同等の耐火性能を有するもの」の技術的基準は建基令109条の3で定められており、同条1号に掲げるものと2号に掲げるものの2種類ある。

①外壁が耐火構造、屋根が不燃材料、屋根の延焼のおそれのある部分が耐火構造、準耐火構造又は防火構造のもの(建基令109条の3第1号)

②主要構造部である柱及びはりが不燃材料、その他の主要構造部が不燃材料又は準不燃材料のもので、外壁の延焼のおそれのある部分が耐火構造、準耐火構造又は防火

しなければならない」とされている。

この場合に、「耐火建築物（又は準耐火建築物）」であることを要求することにより、延焼のおそれのある部分

についての規定だけでなく主要構造部の耐火構造化や準耐火構造化まで要求しているのは、大規模な建築物が火災になった場合に部分的な火災に留まらず建物全体が炎上し倒壊してしまうことを防ぐことにより、建築物が密集している市街地においてこの種の建築物の火災が延焼拡大をいつそう助長することを防ぐためであると考えられる。

また建基法62条では、原則として「準防火地域内においては、地階を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1500m²を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500m²を超える建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他のこと項について防火上必要な政令で定める基準に適合する建築物としなければならない」とされている。

この規定はやや複雑なので表の形でまとめると、表1のようになる。

建基法62条では、準防火地域内で建設される地階を除く階数が3で延べ面積が500m²未満の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とするほか、「防火上必要な政令で定める基準に適

合する建築物」とすることでもよいとされているが、この規定が「日米協議の結果準防火地域内に「木造3階戸建て住宅」の建設を認めることとされたために昭和62年に付加された規定である。

ここで言う「政令」は建基令136条の2であり、建基法62条の改正に伴つて、同じく昭和62年に新たに定められたものである。

建基令136条の2で示されている基準は概ね次のようなものである。

①隣接境界線等に面する外壁の開口部でその境界線から1m以下の距離にあるものについては、次のいずれかの防火戸を設置すること

・常時閉鎖式の甲種防火戸又は乙種防火戸

・煙又は熱を感じて閉鎖する構造の甲種防火戸又は乙種防火戸

・はめ殺しの乙種防火戸

②隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の開口部でそれらの線から5m以下の距離にあるものについては、その面積をそれらの線からの距離に応じたもの（昭和62年建設省告示1903号に定める基準）とすること

5号第1に定める基準に適合すること

④軒裏が防火構造であること

⑤主要構造部である柱及びはり又は枠組み壁工法の床、耐力壁及びトラス直下の天井等が、厚さ12mm以上の石膏ボードにより防火被覆される等、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれがない構造であること（同告示第2に定める基準に適合すること）

⑥床又はその直下の天井が、厚さ12mm以上の石膏ボードにより防火被覆される等、下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方へ

⑦屋根又はその直下の天井が、その屋内側の部分に厚さ12mm以上の石膏ボードの上に厚さ9mm以上の石膏ボードを張ることにより防火被覆される等、通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることが出来る構造であること（同告示第5及び第6に定める基準に適合すること）

の延焼を有効に防止することが出来る構造であること（同告示第3及び第4に定める基準に適合すること）

⑧3階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸（ふすま、障

延べ面積	地階数		
	2以下	3	4以上
500m ² 未満	制限なし	耐火 or 準耐火 or 建基令136条の2に適合する建築物	耐火
500~1500	耐火 or 準耐火	耐火 or 準耐火	耐火
1500m ² 超	耐火	耐火	耐火

表1 準防火地域内に建設可能な建築物

	準耐火建築物 (法2条9号の3)	大規模木造建築物 (法201条)	木造3階建で共同 住宅(法27条1 項)	準防火地 域に建設可 能な木造3 階戸建て住 宅(法62条1 項)	
改正年	H4年	H4年	S62年	H4年	S62年、H2年
準耐火建築物(法2条9号の3)	○	○		○	
大断面集成材を用いた大架構建築物 の基準(令46条2項1号イ～ニ)			○		
準耐火建築物(令107条の2)	○			○	
延焼のおそれのある開口部に設ける 防火戸等(令109条)	○	○		○	
準耐火建築物(1)の層間変形角 (令109条の2)	○			○	
準耐火建築物(1)の基準(令109条の3)		○			
防火壁の設置不要の建築物の基準 (令115条の2第1項)			○		
木造3階建で共同住宅の基準 ・時間耐火(令115条の2の2第1項1号) ・延焼・消防対策(同項2～4号)				○	○
大規模木造建築物の基準 (令129条の2第1項1号)(イ～ハ)				○	
準防火地域に建設可能な木造3階 戸建て住宅の基準(令136条の2)				/	○

表2 準耐火建築物・大規模木造建築物等とその基準の関係

5本

子等は除く)で区画されていること

と

この基準は、準防火地域内に建設することが認められる「木造3階戸建て住宅」の基準であるから、市街地火災防止の観点からの基準であるはずであり、現に①～④は延焼防止のための規定であることは明白だが、⑤～⑧になると、「建築物全体が炎上してしまって時間を遅らせるにより他への延焼防止を図る」という考え方で隠れて建築物単位としての火災安全性の確保を図ろうとしている意図が伺えるのではないかと考えられる。

即ち、従来「木造3階戸建て住宅」は防火地域及び準防火地域以外の区域では建築することが禁止されていなかったのだが、本来住み心地の良くなかったこの種の住宅をあえて建設しようなどというニーズは地価が高く敷地が狭いところにしか生ぜず、そのような地域は防火地域や準防火地域に指定されており、戸建て住宅はあまり建設されてこなかつた。防火地域及び準防火地域に木造3階戸建て住宅を認めて來なかつたことにより、結果的に日本ではこの種の住宅を禁止しているような効果を生じて

いたのである。このため、建築基準法の中にも木造3階戸建て住宅についての防火安全対策は定められていない。準防火地域内に新たに木造3階戸建て住宅の建設を認めるにあたると、その種の住宅の建設戸数が急増する予想されるため、本来は建築基準法の中に木造3階戸建て住宅の単位としての防火安全対策を整備しなければならないのだが、理屈上は木造3階戸建て住宅の建築物単位としての防火安全性に問題があることになつたなかつたため今更改めて規制を行つわけにもいかず、やむを得ず集団規定の中にこの種の住宅の建築物単位としての安全対策を潜り込ませることになったのではないか、と推測されるのである。

5本

準耐火建築物・大規模 木造建築物と日米協議

木造建築物は、本来防火性能の点で問題があるため、建築基準法では、従来、大型木造建築物や木造3階建で共同住宅の禁止、準防火地域における木造3階戸建て住宅の禁止等の規定を設け、火災が発生した建築物における人命・財産の保護と市街地大火の防止を図ってきた。これらの建築物を建築する場合には、木造とせず、耐火建築物又は簡易耐火建築物とすることにより、都市の不燃化を実現することを戦後長い

木造建築物は、本来防火性能の点で問題があるため、建築基準法では、従来、大型木造建築物や木造3階建で共同住宅の禁止、準防火地域における木造3階戸建て住宅の禁止等の規定を設け、火災が発生した建築物における人命・財産の保護と市街地大火の防止を図ってきた。これらの建築物を建築する場合には、木造とせず、耐火建築物又は簡易耐火建築物とすることにより、都

間防火政策の基本としてきたのである。

一方、アメリカは、安価な木材が豊富に供給されるため、木材の持つ防火上の欠点を補う工法を開発することにより、木材を使用した建築物を積極的に建設してきた。

日本とアメリカとの貿易不均衡の解消策の一環として、アメリカ政府は、日本の建築基準法が木材の防火性能を過小評価していること、日本で木造とすることが禁止されている建築物を木造としても必要な防火性能を確保することが工法次第では可能のこと、これによりアメリカの木材の対日輸出量を増大させたいことを申し入れてきた。これに対し日本政府は、日本における市街地大火の経験、特に大規模地震火災の経験等、当時の現行規定の根拠を説明して理解を求めた。

この問題にかかる日本政府とアメリカ政府の交渉は、二次にわたって行われている。

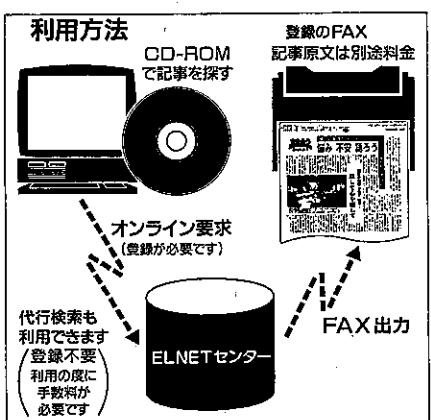
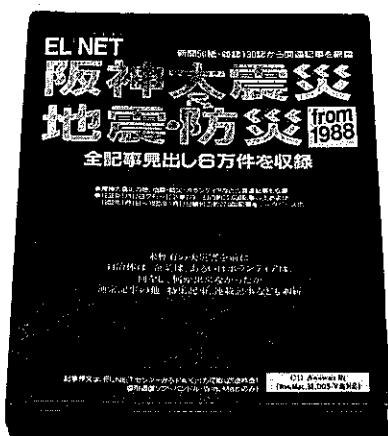
第一次は、昭和60年（61年にかけて行われたMOSS（Market Oriented Sector Selective）：市場指向型個別分野）協議で、昭和61年1月に合意され、この合意を背景として、昭和62年に準防火地域に防火性能の高い（建基令136条の2に適合する）木造3階戸建て住宅の建設を可能とともに（建基法62条1項）、大型木造体育館等の建設を可能とする建築基準法の改正（同法21条1項に但し書きを追加）

が行われた。

第二次は、平成元年～2年にかけて行われた日米貿易委員会の議題として検討されたもので、平成2年4月に合意された。この合意を背景として、平成4年に從来「簡易耐火建築物」という概念で整理されてきた体系を見直し、新たに「準耐火構造（同法2条7号の2）」という防火性能レベルを設定するとともに、従来の簡易耐火建築物を含めて「準耐火建築物」として整理し直し（同法第2条9号の3）、準耐火建築物である3階建て共同住宅を防火・準防火地域の外で建築することが可能になるようによる建築基準法の改正（同法第27条1項）に踏み切ったのである。（表2参照）

このように、防火上の観点から長い間木造建築物を禁止してきた分野について、一定の防火性能を持つことを前提として規制緩和が行われたのは、アメリカ政府からの要請がきっかけになつたことは間違いないが、社会の価値觀が多様化し、建築規制の分野でも出来るだけそれに応える必要が生じて來ていたこと、そのため建築基準法令もこの商品は、昭和63年1月1日から平成7年7月23日までの新聞・雑誌約180紙・誌より阪神大震災の他、地震・防災・ボランティアなどの関連記事をデータベースで収録した「阪神大震災&地震・防災from 1988」がKK電通の企画、KKエレクトロニック・ライブラリーの編集・発行で8月28日発売された。

この商品は、昭和63年1月1日から平成7年7月23日までの新聞・雑誌約180紙・誌より阪神大震災の他、地震・防災・ボランティアなどの関連記事を63,000件以上を収録したもので、記事、見出しをすべてプリントする、5,000頁以上の書籍に相当するという。対象キーワードは、阪神大震災、○○地震、津波、防災、耐震、免震、災害対策、義援金、ボランティア、避難所、活断層、液状化、ラ



地震・防災関連記事6万件を収録 CD・ROMとして新発売！

オンライン等で、地震○○は、地震保険のように地震で始まるキーワードはすべてを対象とされている。検索は非常に簡単で、キーワード・紙誌名・発行日などから記事の所在を一瞬にできる。検索結果には、見出しが表示される。対応機種は、NEC 98シリーズとの互換機、富士通FMV、DOS/V、マッキントッシュ。ウインドウズ3.1にも対応する。

企業・自治体の防災、危機管理、情報通信、企業広報などの各担当者必携の記事見出しデータベースとして注目されている。